

久喜市建設工事請負契約に関する注意事項

久喜市発注工事の施工にあたっては、下記の事項を遵守してください。

なお、請け負った工事の一部を下請させるときは、下請負者に対し、この注意事項について周知してください。

1 建設業法その他関係法令の遵守について

建設業法（昭和24年法律第100号）をはじめ、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）、労働基準法、労働安全衛生法、雇用保険法及び最低賃金法等関係法令を遵守すること。

2 下請工事の発注・施工について

- (1) 請け負った工事を一括して他の建設業者に請け負わせる一括下請負は、建設業法で禁止されており、下請負者が、たとえ技術力・信用ともに優れた大手建設業者（いわゆる「上請け」）であっても、一括して請け負わせた場合には、建設業法違反となります。

下請負者を使用する際は、「上請け」の場合も含め、一括下請負にならないよう十分注意するとともに、元請負者として、下請工事を含めた工事全体の施工に実質的に関与し、適正な工事の施工に努めること。

- (2) 下請契約を締結しようとするときは、工事の適切な施工を確保するため、「建設産業における生産システム合理化指針」を遵守し、下請負者の適正な選定、下請代金支払等の適正な履行、下請における雇用管理等への指導を行い、元請・下請関係の合理化に努めること。
- (3) 特定建設業者たる元請負者は、再下請負がなされる場合は、再下請負通知書の「健康保険等の加入状況」欄により下請負者が社会保険に加入していることを確認し、適用除外でないにもかかわらず未加入である下請負者がある場合には、早期に加入手続を進めるよう指導に努めること。
- (4) 下請契約は、下請契約書等の書面をもって締結することとし、下請代金の設定等について元請と下請が対等の立場で協議し、決定したうえで、契約を行うよう努めること。
- (5) 下請契約を締結する場合には、当該契約の相手方をできる限り久喜市内の業者の中から選定するよう努めること。
- (6) 指名停止期間中又は指名除外期間中の業者及び工事の施工につき、著しく不適当と認められる業者との下請契約は、認められません。

また、疑いがもたれるような大幅な下請は、厳に慎むよう留意すること。

3 工事現場の安全管理等について

- (1) 工事現場においては、管理監督を徹底し、安全対策に万全の措置を講じること。
- (2) 工事現場周辺の住民に対し、迷惑をかけないように施工に努めること。

4 施工体制台帳の提出等について

- (1) 発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、下請契約を締結したときは、施工体制台帳及び施工体系図を作成し、施工体制を的確に把握しておくこと。
なお、施工体制台帳には、社会保険の加入状況を記載すること。
- (2) 前項の建設業者は、施工体制台帳を工事現場に備え置くとともに、発注課に提出すること。
- (3) 施工体系図は工事現場の工事関係者が見やすい場所、及び公衆が見やすい場所に掲示すること。

5 技術者の適正な配置について

- (1) 建設業の許可を有する建設業者は、元請・下請の別なく、請負金額の大小に関係なく、工事を施工するときは、主任技術者を配置すること。
- (2) 元請負者が特定建設業者であり、請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額の合計が5,000万円（建築一式の場合は8,000万円）以上となる場合については、元請負者は、主任技術者に代えて監理技術者を配置すること。
- (3) 1件の請負金額が4,500万円（建築一式の場合は9,000万円）以上の建設工事を施工するに当たっては、工事現場ごとに専任の主任技術者又は監理技術者を配置すること。
- (4) 専任の監理技術者は、監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。なお、当該監理技術者は、当該工事に係る職務に従事しているときは、常時資格者証を携帯し、発注者から請求があったときは資格者証を提示すること。
- (5) 主任技術者又は監理技術者は、当該建設工事を施工する建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。特に、元請負者の専任の主任技術者又は監理技術者においては、3か月以上の恒常的な雇用関係があること。

6 建設資材納入業者との契約について

- (1) 建設資材納入業者との契約に当たっては、当該業者の利益を不当に害することのないよう公正な取引を確保するよう努めること。
- (2) 工事材料に係る納入契約を締結する場合には、当該契約の相手方はできる限り久喜市内の業者を選定するよう努めること。

7 建設資材の再利用等について

久喜市環境基本条例に基づき、積極的に環境の保全と創造に取り組むこと。特に、設計図書に明記されている場合以外においても、建設資材の再利用に努めること。

8 グリーン購入の励行等について

市では、久喜市環境保全率先実行計画に基づき、環境に配慮した取組みを実践していることから、工事の施工等に当たっては、環境に配慮した取組みに努めること。

特に、資材やサービスの購入・使用に際してはグリーン購入取組ガイドラインに基づき、エコマークやグリーンマーク等の環境ラベリング製品の購入に努めること。

9 アイドリング・ストップの励行について

工事現場で使用し、又は使用させる自動車（資機材等の搬出入を含む）は、駐車時にアイドリング・ストップを行うこと。（作業用の付属装置等の動力としてエンジンを使用する場合を除く）

10 労働災害の防止等について

- (1) 建設労働者の確保並びにこれらの労働者の健康の保持、適正な賃金の支払等による労働条件の改善に留意し、労働災害の防止には、元請、下請が一体となって特段の注意を払うこと。
- (2) 本市発注の工事は、農林水産省及び国土交通省が公共工事の工事費積算に用いるための公共工事設計労務単価（2省協定労務単価）などに基づく埼玉県の単価表などにより積算していることから、この点に十分留意し、労働者の適正な賃金の支払について配慮するよう努めること。

11 ダンプトラック等による過積載等の防止について

- (1) 工事の施工に当たって、工事資材等の運搬については過積載を行わないよう、また、過積載を行っていると認められる資材納入業者から資材の納入を受けないなどの必要な措置をとるよう努めること。
- (2) 工事の施工に当たって、違法改造車輛等を使用しないこと。
- (3) 土砂等の運搬にあたり、ダンプカー等大型車両を使用するときは、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」の目的に鑑み、同法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進するなどの配慮をすること。

12 ディーゼル車規制に適合した車両の使用について

工事の施工に当たって、工事現場で使用し、又は使用させる自動車（資機材等の搬出入を含む）は、ディーゼル車以外の自動車（ガソリン車、天然ガス車、LPG車等）又は埼玉県生活環境保全条例に適合するディーゼル車とすること。

13 不正軽油使用の禁止について

工事現場で使用し、又は使用させる車両（資機材等の搬出入車両を含む）並びに建設機械等の燃料として、地方税法（昭和25年法律第226号）及び埼玉県生活環境保全条例に違反する軽油等（以下「不正軽油」という。）を使用しないこと。

また、県が使用燃料の抜き取り検査を行う場合には、現場代理人がこれに立ち会うなどの協力を行うとともに、不正軽油の使用が発見された場合には、当該燃料納入業者を排除するなどの是正措置を講じること。

14 建設業退職金共済制度への加入等について

- (1) 建設業退職金共済制度の対象となる労働者を使用する場合は、勤労者退職金共済機構に加入して証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼付すること。
- (2) 1件あたりの請負金額が600万円以上の工事請負契約を締結した場合は、建設業退職金共済証紙購入状況報告書（指定様式）を契約締結後1ヶ月以内に発注課に提出すること。
- (3) 工事の一部を下請に付する場合は、下請負者に対して、本制度を説明するとともに、掛金相当額を下請代金中に算入、その他の方法により、本制度の促進に努めること。
- (4) 工事請負契約を締結した業者は、組合支部から「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識（シール）の交付を受け、現場事務所等に掲示し、対象となる労働者への周知を図ること。
- (5) 建設業退職金共済証紙購入状況報告書を発注課に提出した受注者は、請け負った工事が完成した時は、自らが雇用した対象労働者への共済証紙貼付実績及び下請負者が雇用した対象労働者への共済証紙貼付実績を、建設業退職金共済証紙貼付実績報告書（指定様式）により発注課に提出すること。

15 工事实績情報の登録について

受注者は、請負代金額が500万円以上の全ての工事について、工事实績情報システム（CORINS）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報を登録すること。

また、（財）日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた場合は、その写しを直ちに監督員に提出すること。

16 工事現場へのコスト表示について

公共工事に対するコスト意識を醸成し、公共工事の透明性を確保するため、請負代金額が500万円以上の工事は、工事名及び請負代金額等の項目を工事表示板等の看板により、公衆の見やすい場所に表示すること。

17 経営事項審査について

建設業法の規定により、一定の公共工事を発注者から直接請け負おうとする建設業者は、経営事項審査を受けることが義務づけられています。経営事項審査を受けていない業者は久喜市発注の工事を元請として受注することができなくなる場合があるので、毎決算期ごとに必ず経営事項審査を受けること。

18 暴力団等からの不当要求及び工事妨害の排除について

- (1) 受注者は、工事の施工にあたり、暴力団等からの不当要求及び工事妨害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。
- (2) 受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して、不当要求及び工事妨害の排除対策を講じること。

19 保険の付保について

受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入すること。

20 社会保険等未加入業者との一次下請契約原則禁止について

- (1) 受注者と、社会保険等（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）未加入業者との一次下請契約を、原則禁止とする。
ただし「一次下請業者」は、建設業許可業者のみを対象とするが、建設業許可業者であっても、社会保険等への加入が適用除外の者は対象外とする。
- (2) 受注者は、社会保険等未加入業者であっても、工事の施工が困難となる場合やその他の特別な事情があると発注者が認める場合は、下請契約をすることが認められる。ただしその場合においても、発注者の指定する期間内に、社会保険等に参加すること。
- (3) 一次下請業者が社会保険等に未加入の場合は、受注者に対し、指名停止の措置を行う場合がある。
- (4) 下請業者の社会保険等加入状況については、受注者から提出される施工体制台帳により確認する。また、施工体制台帳の提出時に下請業者が社会保険等に未加入で、その後加入した際の加入状況については下記書類で確認する。

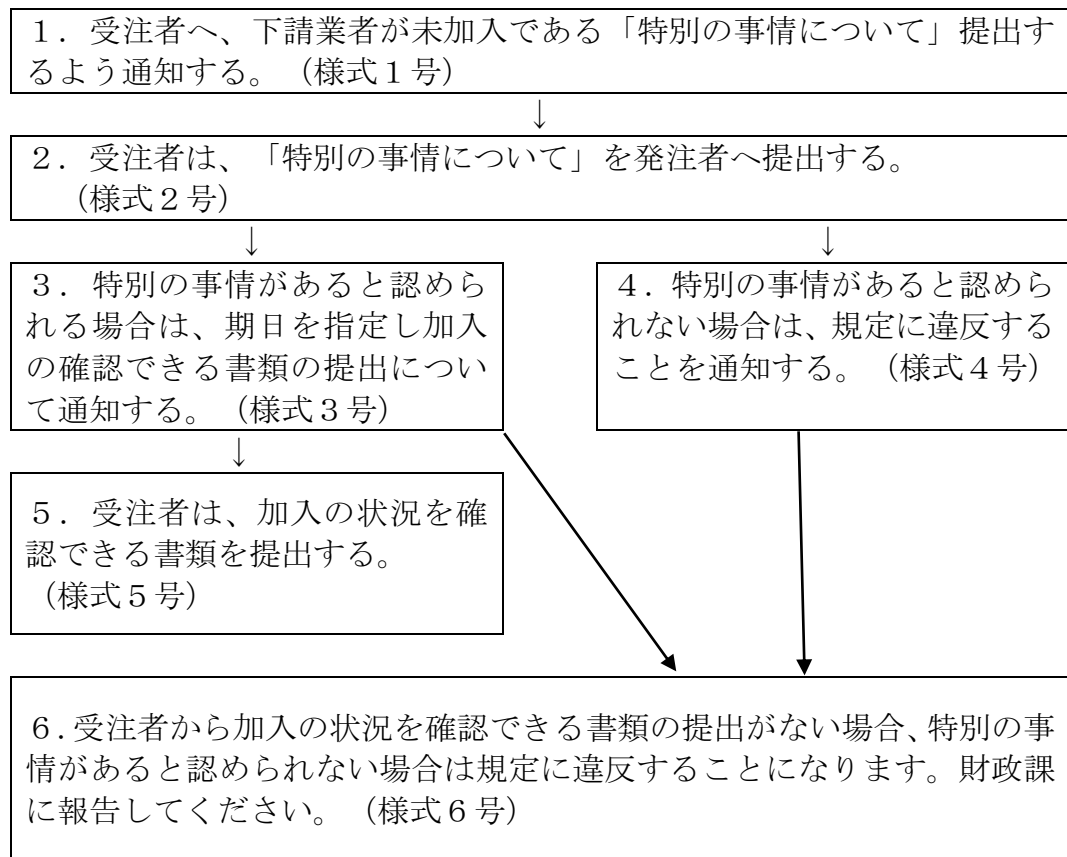
(ア) 健康保険又は厚生年金保険について

- ・領収証等、社会保険料納入証明（申請）書
- ・資格取得確認及び標準報酬決定通知書

(イ) 雇用保険について

- ・領収済通知書及び労働保険概算・確定保険料申告書
- ・雇用保険被保険者資格取得通知書（事業主通知用）
- ・雇用保険適用事業所設置届事業主控

施工体制台帳を確認して一次下請業者が社会保険等に未加入であった場合



様式 1 号

久〇第 号
年 月 日

受注者

様

久喜市長



一次下請企業の社会保険等加入状況について（通知）

年 月 日付けで貴社が提出した施工体制台帳を確認した結果、下記の工事について、一次下請企業が社会保険等未加入企業であることが確認されました。

これは、久喜市建設工事標準請負契約約款第7条の2第1項の規定に違反するものです。

については、 年 月 日までに当該一次下請契約を締結しなければなら
ない特別の事情について、具体的な理由を記載した書面を提出してください。

なお、具体的な理由を記載した書面が期限までに提出されない場合は、当該特別の事情を有しないこととなります。

記

工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	年 月 日 から 年 月 日 まで
請 負 代 金 額	金 円
一次下請企業	
未加入の社会保険等	健康保険・厚生年金保険・雇用保険

様式 2 号

年 月 日

久喜市長 あて

住所
受注者
氏名

久喜市建設工事標準請負契約約款第 7 条の 2 第 2 項に定める特別の事情について

下記の工事について、社会保険等未加入企業と一次下請契約を締結しなければならない具体的な理由を提出します。

記

工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	年 月 日 から 年 月 日 まで
請 負 代 金 額	金 円
一次下請企業	
未加入の社会保険等	健康保険・厚生年金保険・雇用保険
具 体 的 理 由	

様式 3 号

久〇第 号
年 月 日

受注者
様

久喜市長 印

久喜市建設工事標準請負契約約款第 7 条の 2 第 2 項に定める特別の事情の有無について（通知）

下記の工事について、 年 月 日付けで貴社が提出した「久喜市建設工事標準請負契約約款第 7 条の 2 第 2 項に定める特別の事情について」記載の理由については、同条の 2 第 2 項に定める特別の事情を有するものと認めます。

ついては、 年 月 日までに、「〇〇社」が※〇〇法第〇〇条の規定による届出の義務を履行し、その加入の状況を確認することのできる書類を提出してください

なお、加入の状況を確認することのできる書類が期限までに提出されない場合は、久喜市建設工事標準請負契約約款第 7 条の 2 第 1 項の規定に違反することとなります。

記

工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	年 月 日 から 年 月 日 まで
請 負 代 金 額	金 円
一次下請企業	
未加入の社会保険等	健康保険・厚生年金保険・雇用保険

※該当する法律を記載

- ①健康保険法第48条
- ②厚生年金保険法第27条
- ③雇用保険法第7条

○届出の義務の履行が確認できる書類

(1) 健康保険又は厚生年金保険について

- ・領収証書、社会保険料納入証明(申請)書
- ・資格取得確認及び標準報酬決定通知書

(2) 雇用保険について

- ・領収済通知書及び労働保険概算・確定保険料申告書
- ・雇用保険被保険者資格取得通知書(事業主通知用)
- ・雇用保険適用事業所設置届事業主控

様式 4 号

久○第 号
年 月 日

受注者

様

久喜市長



久喜市建設工事標準請負契約約款第 7 条の 2 第 2 項に定める特別の事情の有
無について（通知）

下記の工事について、 年 月 日付けで貴社が提出した「久喜市建設
工事標準請負契約約款第 7 条の 2 第 2 項に定める特別の事情について」記載の理由に
ついては、同条の 2 第 2 項に定める特別の事情を有すると認められませんでした。

これは、久喜市建設工事標準請負契約約款第 7 条の 2 第 1 項の規定に違反すること
となります。

記

工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	年 月 日 から 年 月 日 まで
請 負 代 金 額	金 円
一次下請企業	
未加入の社会保険等	健康保険・厚生年金保険・雇用保険
理 由	

様式 5 号

年 月 日

久喜市長 あて

住所
受注者
氏名

社会保険等への加入状況に係る確認書類について

下記工事の一次下請企業について、未加入の社会保険等の届出の義務を履行し、その加入の状況を確認できる書類を提出します。

記

工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	年 月 日 から 年 月 日 まで
請 負 代 金 額	金 円
一次下請企業	
加入した社会保険等	健康保険・厚生年金保険・雇用保険
確 認 資 料	別添のとおり

様式 6 号

久○第 号
年 月 日

財政課長 様

課所長

社会保険等未加入の下請企業について（報告）

このことについて、別紙のとおり報告します。